

リフォーム工事の廃棄物 正しい処理方法



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

〒102-0083
東京都千代田区麹町4-3-4 宮ビル5階

☎ 03-3556-5430
FAX.03-3261-7730
<http://www.j-reform.com>

発行／平成23年10月



一般社団法人
住宅リフォーム推進協議会

はじめに

地球温暖化や環境悪化の進行が、私たちの周囲にも現実的な影響を及ぼしつつある中で、事業活動や個人生活でも環境に配慮した行動が強く求められています。

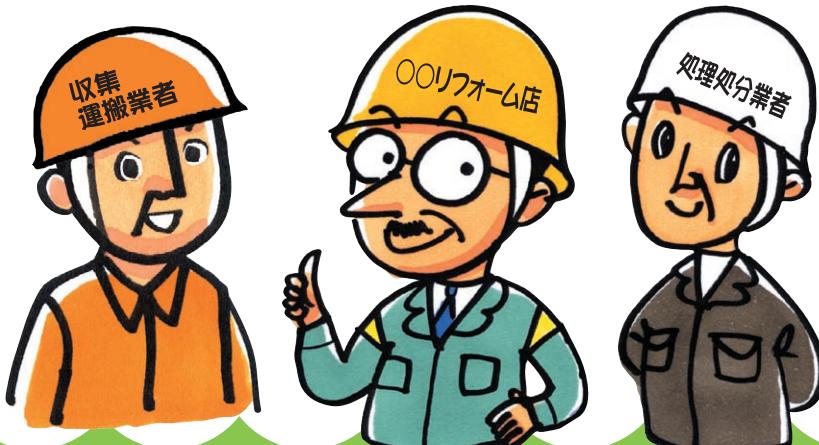
その一方で、廃棄物の不法投棄は後を絶たず、中でも建設系廃棄物が70%以上を占めている状況です。住宅リフォーム事業者においても、廃棄物の発生を抑制することや再利用を心掛けるとともに、排出する廃棄物を責任を持って処理しなければなりません。

本冊子は、事業者の方に、産業廃棄物処理法をはじめとする法規に沿った適正な処理を理解し、実施していただくために平成15年に発行しました。その後、アスベスト対策や電子マニフェストに関する説明を追加し、改定を重ねてきました。

さらに、平成22年5月には廃棄物処理法の一部改正法が公布され、平成23年4月に施行されています。廃棄物処理法に沿った廃棄物の適正な処理方法を理解し、実施していただくために本冊子をお役立ていただければ幸いです。

平成23年10月

一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会



もくじ



えつ!
廃棄物が環境を
破壊する!? ▶P3

しっかり!
管理!
マニフェスト ▶P9

その後?
廃棄物はどう処理
されるの? ▶P11

では?
どうすればいいの
廃棄物? ▶P5

まず!
元請業者が
中心に ▶P7



Q2
産業廃棄物は
お客様が処理
すべきでは?
▶P14

Q3
どんな業者に
委託しても
いいですか?
▶P15

Q4
収集運搬を近所
の運送業者に
頼んでもいいの?
▶P16

Q5
委託業者が
不法投棄したら、
元請の責任?
▶P17

Q6
マニフェストを
使えば委託契約は
不要?
▶P18

Q7
紙マニフェスト
の流れは
どうなっているの?
▶P19

Q8
電子マニフェスト
の仕組みは
どうなっているの?
▶P20

Q9
マニフェストは
保管や報告を
するの?
▶P21

Q10
マニフェストは、
すべての廃棄物で
1枚でいいの?
▶P22

Q11
マニフェストは
どんな場合でも
交付するの?
▶P23

Q12
現場で分別する
のは大変、一緒に
排出していいの?
▶P24

Q13
自社に持ち帰る
時も車両表示と
書類携帯は必要?
▶P25

Q14
少量なのでまと
まるまで会社に
保管したいが…
▶P27

Q15
建材に石綿が
含まれていた場合、
無視してもいいの?
▶P28

Q16
リフォーム工事で、
石綿が出ることが
あるの?
▶P29

Q17
取り除いた石綿は、
産業廃棄物の
処理でいいの?
▶P31

Q18
一般廃棄物と
産業廃棄物の
区別は?
▶P32

Q19
お客様に
頼まれたものを
処分していいの?
▶P33

Q20
紙や木なら
家庭ゴミとして
出していいの?
▶P34

Q21
自分の所で
燃やしたり、
埋めてもいいの?
▶P35

Q22
現場で
余った端材は
産業廃棄物?
▶P36

Q23
梱包材などは
メーカーに回収
してもらえるの?
▶P37

ご案内
廃棄物処理・
リサイクルについて
の情報提供のご案内
▶P38



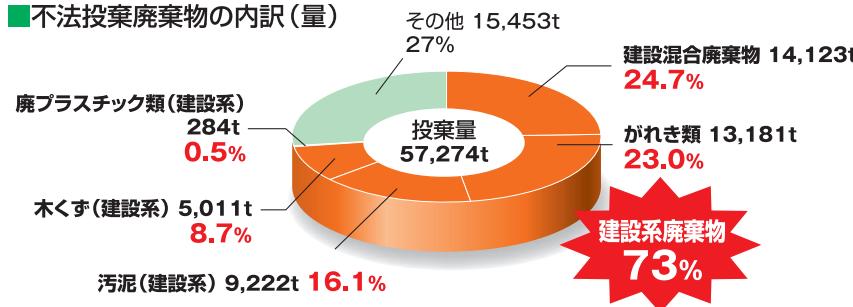
えつ!

廃棄物が環境を破壊する!?

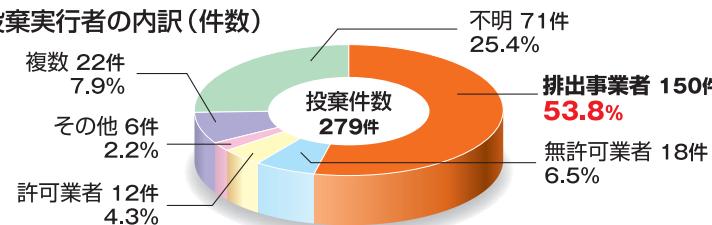
不法投棄量の約70%が建設廃棄物。
不法投棄件数の50%が排出事業者によるものです。

産業廃棄物全体で、建設系廃棄物が占める割合は20%にも満たないにもかかわらず、不法投棄量では約70%が建設系廃棄物で占められています。不法投棄量・件数とも年々減少してきてはいますが、不法投棄件数の約50%が排出事業者(他産業も含む)によるものであることを考えると、建設業界のモラルが厳しく問われていると言っても過言ではありません。不法投棄は自然を破壊するだけでなく、生活環境上の支障もあり、またその除去には多大な税金等のコストが必要となってきます。(データは環境省「産業廃棄物の不法投棄等の状況(平成21年度)について」より)

■不法投棄廃棄物の内訳(量)



■不法投棄実行者の内訳(件数)



不法投棄禁止!

違反者は罰金3億円(法人の不法投棄禁止違反…法32条)



不法投棄は法律で厳しく罰せられます

不法投棄の罰則を定めた「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(以下、廃棄物処理法)では、厳罰をもってルールの徹底をはかっています。例えば、不法投棄をした場合、5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金またはその両方となります。廃棄物処理法はますます罰則が強化され、例えば未遂罪(ゴミを捨てようとした時点)でも逮捕されます。

<廃棄物処理法の罰則概要>

罰 則	違 反 内 容
3億円以下の罰金	法人の廃棄物投棄禁止違反・未遂含む(法32条)
5年以下の懲役、もしくは1000万円以下の罰金または併科	無許可営業、委託基準違反・無許可業者等への委託)、施設無許可設置、産業廃棄物の処理受託違反、廃棄物の投棄・焼却禁止違反、不法投棄未遂、不法焼却未遂、等(法25条)
3年以下の懲役、もしくは300万円以下の罰金または併科	委託基準違反、再委託禁止違反、施設改善命令・使用禁止命令違反、輸出入関係違反、不法投棄又は不法焼却目的の廃棄物の収集又は運搬、等(法26条)
6ヶ月以下の懲役もしくは50万円以下の罰金	マニフェスト関係違反、電子管理票含む(法29条)
30万円以下の罰金	帳簿関係違反、責任者等設置義務違反、立入り検査拒否、等(法30条)

(H23.4.1施行の法律に基づく)



どこが違うの? 廃棄物処理法と建設リサイクル法

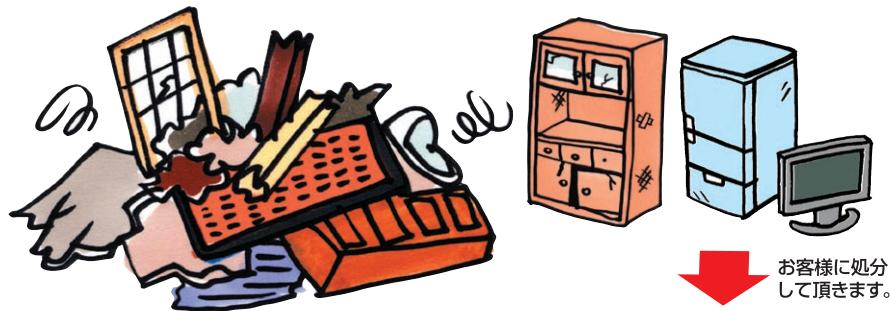
廃棄物処理法は、一般廃棄物と産業廃棄物に関する処理等を定めています。リフォーム工事に伴う廃棄物は産業廃棄物(次頁参照)ですので、廃棄物処理法の規定に基づいて処理することになります。また、建設リサイクル法は、一定基準を超えた解体工事や新築・増改築工事において、分別や再資源化(リサイクル)を義務付けた法律です。リフォーム工事の場合、規模が1億円以上の工事を対象としていますので、一般的なものはこの法律の対象とはなりません。

では? どうすればいいの、廃棄物!?

環境に配慮した適正な処理とともに、リデュースやリユース、さらにリサイクルも求められています。

まずは廃棄物を見分けることが重要です。廃棄物には、産業廃棄物と一般廃棄物があり、それぞれ扱いが違います。一般廃棄物とは家具や電化製品など、工事(事業活動)とは直接関係のないものです。それらは事前にお客様に処分してもらいます。それ以外の産業廃棄物は、廃棄物処理法に基づいた適正な処理を行います(次頁より解説)。

リフォーム工事に伴う廃棄物(廃棄物処理法による分類)



一般廃棄物

<普通ゴミ>
生ゴミ・びん・ペットボトルなど

<粗大ゴミ>
机・タンスなどの家具類など

家電リサイクル法の対象

<家電ゴミ>

ブラウン管テレビ、エアコン、
冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、
液晶・プラズマテレビ、
衣類乾燥機(P33参照)

建設廃棄物

- ①がれき類(コンクリートくずを含む)
- ②廃プラスチック類
- ③ゴムくず
- ④金属くず
- ⑤ガラス・陶磁器くず
- ⑥紙くず
- ⑦木くず
- ⑧繊維くずほか



私たちも
環境保全の
役割を
担うのね!



リフォーム工事廃棄物の処理のカタチ

現在、廃棄物の増大により、最終処分場の(埋立て可能な)残余年数がひっ迫しています。そこで廃棄物のリデュース(発生抑制)をめざして、リユース(再使用)やリサイクル(再資源化)が強力にすすめられています。工事の際は、廃棄物のリデュース、リユースを心掛けましょう。さらに廃棄物を排出する場合は、リサイクルしやすいよう分別し、適正な処理を行いましょう。



リデュース(抑制・減量)



リサイクル(再資源化)



リユース(再使用)



どんなもの? 環境や健康によい建材って。

工事に用いる建材や資材も、環境や省エネさらに健康のことも考えて選ぶよう心掛けましょう。

- パーキュルボードなどのリサイクル商品やエコマーク商品、また間伐材を積極的に採用する。
- シックハウス症候群の原因となる有害物質の少ない材料(接着剤や塗料など)を使用する。
- リフォーム工事の現場は住宅地が多いので、排気や騒音に配慮した機材を使用する。
- なるべく端材を出さないよう、あらかじめカットして現場に持ち込む。
- 省エネ(冷暖房、給湯、断熱など)の設計も提案する。

まず！元請業者が中心に

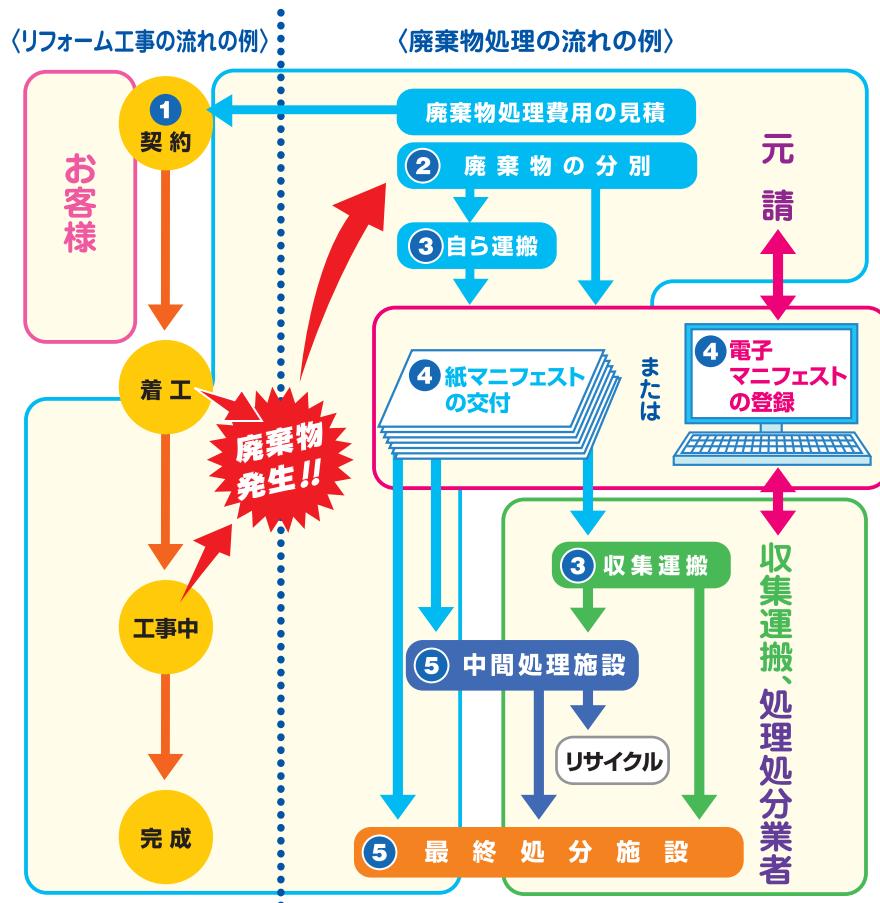
廃棄物は、元請が責任をもって処理します。

産業廃棄物の処理は、廃棄物の排出事業者（元請）が、最終処分の確認まで責任をもって行わなければなりません。元請とは、発注者（お客様）と直接、請負契約を取り交わし、最初にお金を受け取る業者のことです。実際には、元請は、「収集運搬業者」および「処理処分業者」と個別に直接契約し廃棄物の処理を委託します。協力業者（下請）に処分をまかせることはできません。また、元請自ら持ち帰って焼却したり、埋め立てるかもしれません。

廃棄物処理の契約関係



リフォーム工事と廃棄物処理の流れの例



① リフォーム工事契約

建設廃棄物処理には、コストがかかります。
それは必要な費用として、見積書に明記します。

② 廃棄物の分別

工事によって発生した廃棄物を現場で分別し、
運搬まで一時保管します。

③ 自ら運搬／収集運搬

元請自らが運搬基準に従って、中間処理業者や
最終処分業者に持ち込むか、収集運搬業者に委託します。

④ マニフェストの交付・登録

適正な処理を確認するために、排出事業者が紙マニフェストを交付するか、
収運搬業者・処理処分業者とともに電子マニフェストに登録します。

⑤ 処理処分

中間処理施設や最終処分施設で適正に処理します。
その際、リサイクルできるものは、リサイクル業者へ委託します。

しっかり! 管理! マニフェスト

マニフェスト(管理票)によって、廃棄物の移動が確認できます。

マニフェストとは、積荷目録を意味します。ここでは産業廃棄物(積荷)の移動(受け渡し)を把握するための管理票をマニフェスト(産業廃棄物管理票)と呼んでいます。マニフェストを交付する場合は、排出事業者が責任を持って、登録・照合などの管理や保管・報告などの義務を果たします。

●マニフェストの目的

産業廃棄物の処理を委託する排出事業者の責任を明確にするとともに、社会問題となっている不法投棄を未然に防止することが目的です。

●マニフェストの交付義務

産業廃棄物の処理を他人に委託する排出事業者は、マニフェストを利用しなければなりません(交付義務)。マニフェストは産業廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡す時に交付します。

●マニフェストの確認義務

排出事業者は、収集運搬業者、処理処分業者に対してマニフェストを交付することによって、委託した産業廃棄物が最終処分まで移動することを確認します。さらに処理業者から返送されてくるマニフェストで正しく処理されているかを確認する義務があります。

●マニフェストの保管・報告の義務(紙マニフェストのみ)

排出事業者は、マニフェストを5年間保管する義務があります。また、報告書を提出しなければなりません。



マニフェスト違反に懲役刑!?

マニフェストに課せられた義務に違反した場合、廃棄物処理法により、懲役刑をも含む罰則が適用される場合があります。

※紙マニフェストのみ

主な違反の内容	罰則の適用
不交付	勸告
虚偽記載・登録	公表
未記載(記載漏れ)	命令
保管義務違反*	6ヶ月以下の懲役 又は罰金50万円以下
報告義務違反*	

電子と紙、2種類のマニフェスト

マニフェストには、電子マニフェストと紙マニフェストの2種類があります(各々の仕組みはP18~20を参照)。事務の効率化や義務の軽減、記載漏れや期限遅れの防止、さらにコスト面などから電子マニフェストが普及しています。

●電子マニフェストと紙マニフェストの比較

項目	電子マニフェスト	紙マニフェスト
マニフェストの交付・登録	廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡した日の翌日から、 3日以内に システムを利用して登録	廃棄物を収集運搬業者または処理処分業者に引き渡すと 同時に 、内容を記載した紙マニフェストを交付
運搬・処理終了の確認	情報処理センターを通して、収集運搬業者または処理処分業者から通知される終了報告(電子メール)によって確認	収集運搬業者から紙マニフェスト(B2票)を、処理処分業者から同じくD票・E票を回収し、手元のA票と照合し確認
マニフェストの保存	マニフェストの 保存が不要 (情報処理センターが5年間保存)	マニフェストの一部を 5年間保存
マニフェストの状況報告	情報処理センターが 代行して報告	排出事業者 自ら が、行政に 文書にて報告



その後?

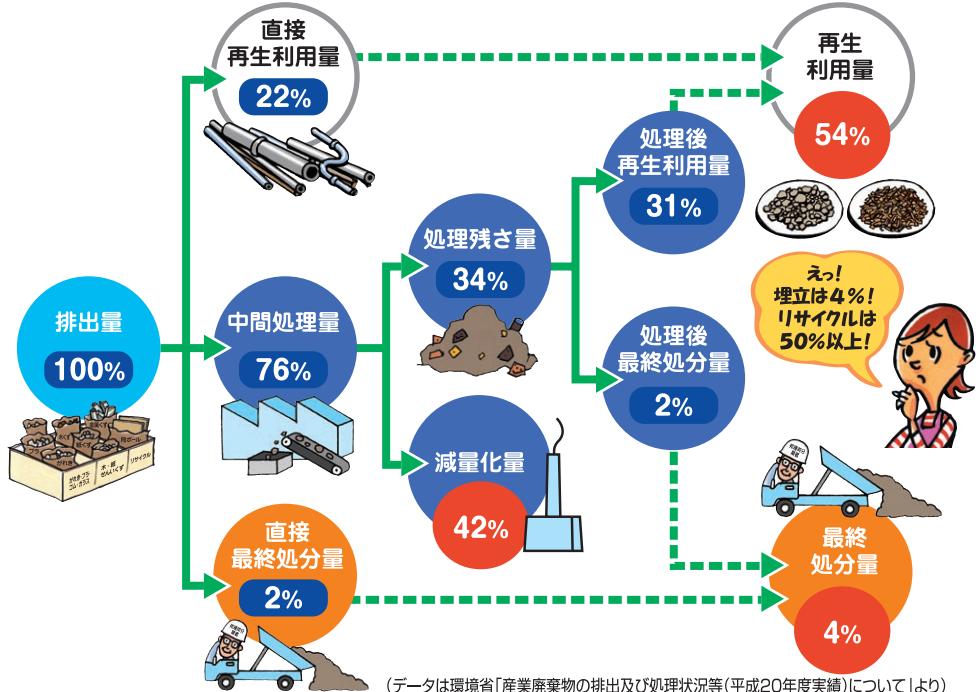
廃棄物は、どう処理されるの?

中間処理の後、リサイクルされたり焼却・埋め立てられます。

現場から排出された産業廃棄物は、元請自ら運搬するか収集運搬業者に委託して、中間処理施設や最終処分施設に持ち込まれます。中間処理施設では、廃棄物を選別・破碎し、資源となるものを取り出します。また、焼却や圧縮をして量を減らし、最終的に埋める廃棄物も減量します。最終処分施設では、中間処理施設で残ったものを、厳しい管理基準の元で埋め立てします。

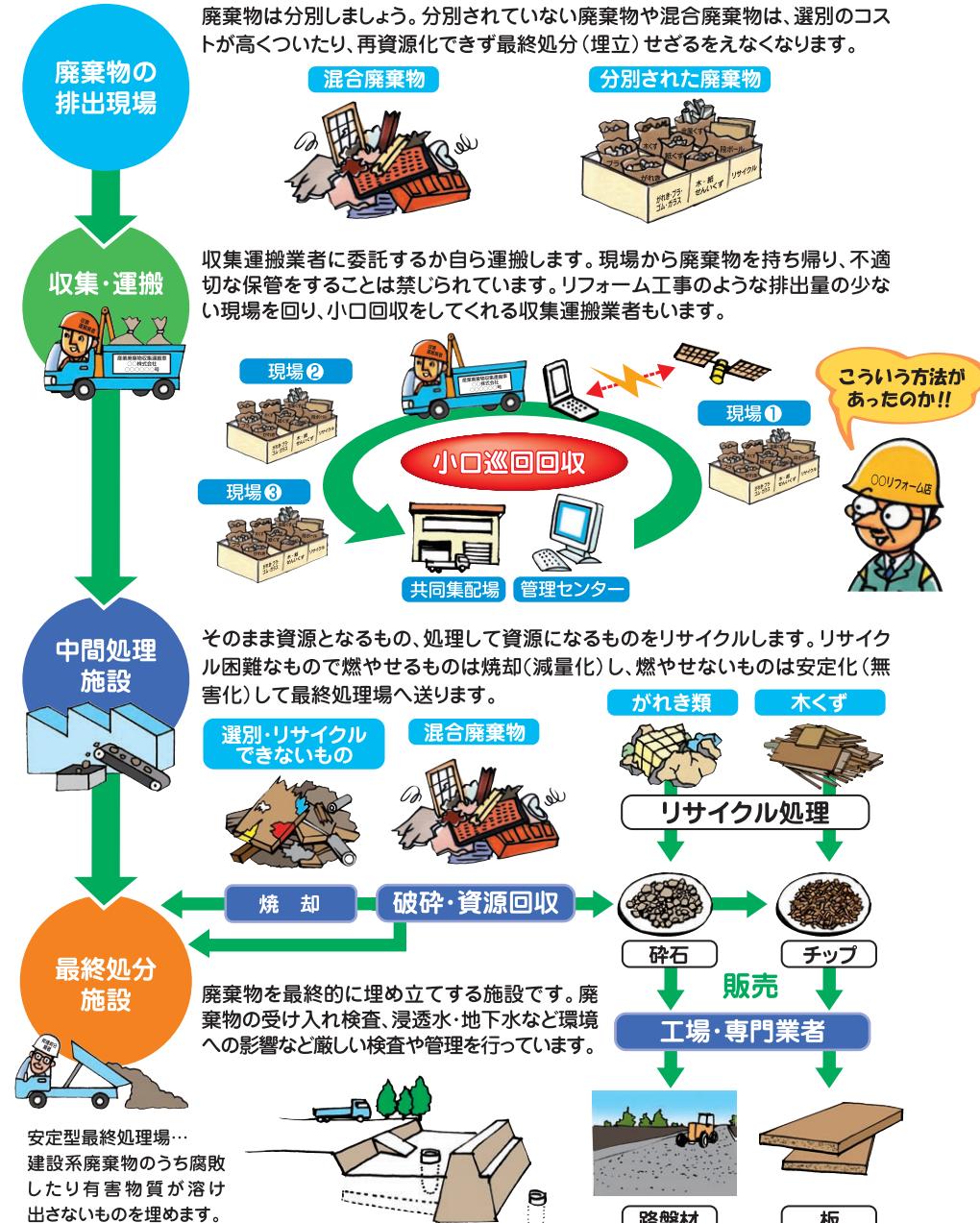
廃棄量の半分近くがリサイクル

産業廃棄物は、54%が再資源化され、42%は焼却や脱水によって減量化され、最終的に埋め立てられるのは4%です。よく分別し、適正な処理を業者に依頼すればリサイクル率は上がり、埋め立てられる量も減ります。



建設系産業廃棄物の行方

廃棄物は分別しましょう。分別されていない廃棄物や混合廃棄物は、選別のコストが高くついたり、再資源化できず最終処分(埋立)せざるをえなくなります。





いけません。廃棄物処理法では、産業廃棄物の処理の責任は排出事業者(元請)にあると定められています。したがってリフォーム工事から出る廃棄物は、元請が処理しなければいけません。また、協力業者が廃棄物処理の許可を持っていても、委託契約を結ばなければ、廃棄物を引き取らせることはできません。



リフォーム工事から出た産業廃棄物の処理を、お客様に依頼してはいけません。ただし処理費用は、お客様に負担していただきます。廃棄物のリサイクルや処理には、運搬費、処理費などの費用がかかるなどを説明し、納得していただくことが重要です。一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会では、「解体・廃棄物処理費」の工事項目を明記した「住宅リフォーム工事標準契約書式(小規模工事用)」を用意し、標準契約項目としてお客様の理解を求めていきます。





 まず、許可を持った業者を選ぶことです。ただし、許可取得業者だからとか、知人紹介の業者だからと安心せず、自ら十分に確認することが必要です。確認の方法として、各都道府県や政令指定都市等の産業廃棄物窓口や業界団体に聞くのも、ひとつ的方法でしょう。



社長なやむ

どこで探せるの？処理業者。

各業界団体や一部の自治体では、登録している産業廃棄物の収集運搬業者や中間処理業者、最終処分業者のリストをホームページで公開しています。主なものを以下に挙げてみました。

<全国の処理業者の許可情報や経営情報の他、優良性評価制度情報も検索できます>

- ・産廃情報ネット <http://www.sanpainer.or.jp/>

<都道府県でも処理業者の許可内容が検索ができます:例:東京都>

- ・東京都環境局産業廃棄物対策課 <http://www2.kankyo.metro.tokyo.jp/sanpai/step2.htm>

<都道府県や市によって許可を取り消された事業者を検索できます>

- ・環境省:産業廃棄物処理業・処分施設許可取消処分情報 <http://www.env.go.jp/recycle/shobun/>



 いけません。産業廃棄物の運搬は、一般の運送業者に委託することはできません。排出事業者(元請)が自ら運ぶか(この場合許可は不要)、許可をもった廃棄物収集運搬業者と契約し、運搬を委託しなければいけません。無許可の業者に依頼することはできません。積み込みと積み下ろし場所の都道府県が異なる場合は、両方の許可が必要となります。県によっては、県外から廃棄物を搬入するに当って承認が必要な場合があります(これを事前協議制といいます)。





廃棄物を処理する際には、排出事業者（元請）の責任が重視され、この責任を果たさないと罰則（懲役や罰金など）を受けるだけでなく、その他の社会的制裁をも受けかねません。委託した業者が不適正な処理や不法投棄をした場合には、たとえその業者が許可を持った業者でも排出事業者は、法令に基づく義務を怠ったという事で責任が問われることがあります。

なかには安価で請け負い、不法投棄をする業者もいますので注意が必要です。委託した業者が不法投棄をした場合、その撤去費用を求められることがあります。料金は適正かどうか、さらに施設を見学するなど業者の信頼性を確認することも必要です。



必要です。マニフェストの交付前に、収集運搬業者および処理処分業者とそれぞれ直接、書面による委託契約を締結しなければなりません。契約の際には、無許可の業者に委託しないよう、さらに取扱品目など許可内容もしっかり確認します。

「どちらも必要!」



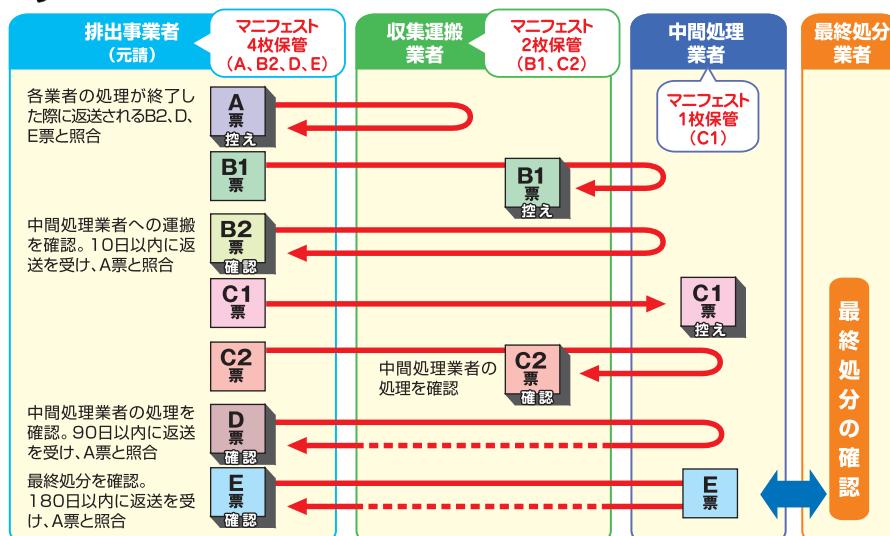


紙マニフェストの流れはどうなっているの？



紙マニフェストは7枚綴りの複写式伝票になっています。そこに産業廃棄物の種類、数量、委託先等を記入し、業者から業者へ産業廃棄物とともに渡しながら、処理の流れが確認できる仕組みになっています。

<紙マニフェスト流れの例(収集運搬業者1者の場合)>



どこで入手できるのマニフェスト？

リフォーム工事で使用する紙マニフェストには、建設業界の団体が発行する「①建設系廃棄物マニフェスト」と汎用で使える「②産業廃棄物マニフェスト」の2種類があります。右記の2ヶ所で購入できます。

- ①建設系廃棄物マニフェスト
主な都道府県の建設業協会
- ②産業廃棄物マニフェスト
各都道府県の産業廃棄物協会



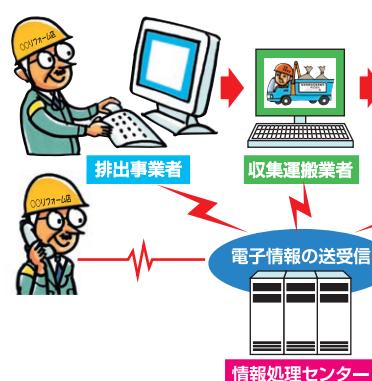
電子マニフェストの仕組みはどうなっているの？



電子化されたマニフェスト情報を、排出事業者、収集運搬業者、処理処分業者の3者が情報センター(JWNET*)を介してネットワークでやり取りします。利用するためには3者が情報センターに加入する必要があります。

●現場で便利!事務処理も効率化

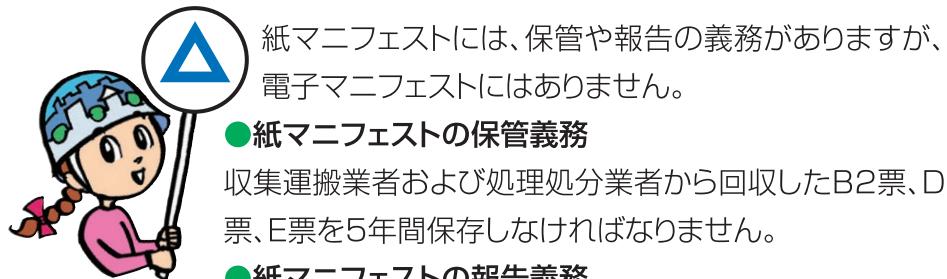
パソコンだけでなく携帯電話を利用して現場からの登録・報告ができます。処理状況の確認が即座にできるほか、データの再利用(帳簿作成)や一元管理ができます。



どうやって申込むの電子マニフェスト？

右記より加入申込書を入手し、手続きを行います。加入登録されると、JWNETのホームページからソフトをインストールし、使用できます。所定の料金が必要です。

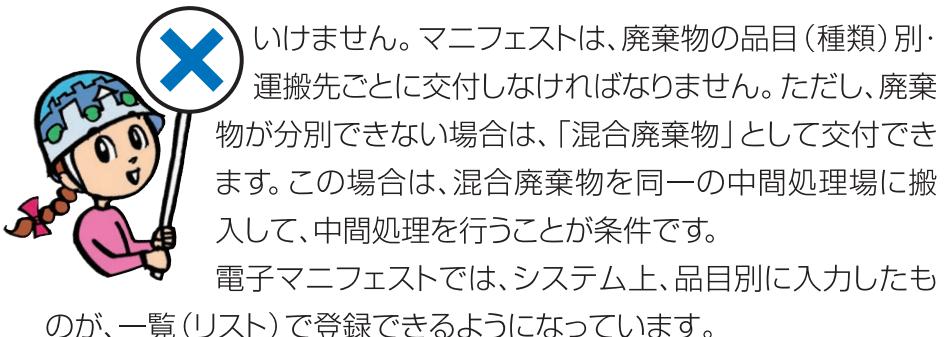
- ①JWNETのホームページ
(<http://www.jwnet.or.jp/>)
- ②各都道府県の産業廃棄物協会
- ③サポートセンター(JWNET)
TEL.03-3668-6513

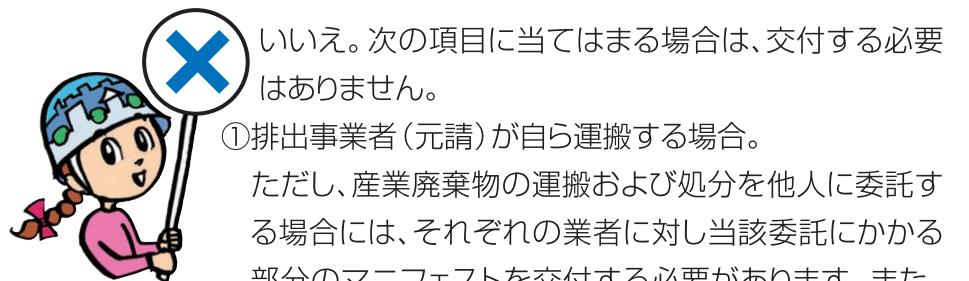


前年度1年間のマニフェスト交付状況について「産業廃棄物管理票交付等状況報告書」として取りまとめ、当年度の6月30日までに都道府県知事(または各政令市長)へ報告することが義務づけられています。前年4月1日～当年3月31日までに交付したマニフェストが対象となり、事業場単位に報告書を作成します。

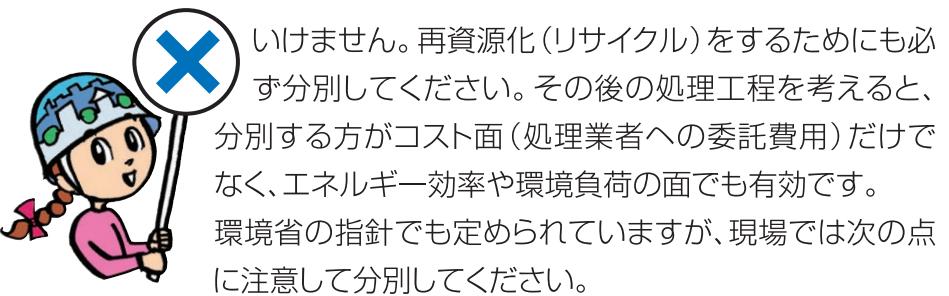
様式第二号（第八条の二十七関係） 産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成20年度）									
都道府県知事（市長） 殿									
平成21年6月10日									
報告者 住所 氏名 所名 リフォーム店主(有) 通正 処理男 (法人にあっては名称及び代表者の氏名) 電話番号 03-3556-XXXX									
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第6項の規定に基づき、 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。									
事業場の名称 リフォーム店主事務所 業種 総合工事業									
事業場の所在地 T102-0094 東京都千代田区〇-△-X 電話番号 03-△△△△-XXXX									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所	
1	がれき類	120	25	123456	運搬受託者A	T123-4567 〇〇町〇〇12	654321	処分受託者B	T234-5678 〇〇町〇〇34
2	廃プラスチック類	50	50	987654	運搬受託者C	T123-4567 〇〇町〇〇12	654321	処分受託者B	T234-5678 〇〇町〇〇34
3									
4									

※報告書の様式、入手等は各自治体へお問い合わせください。





- ②都道府県や市町村などが運営する処理処分施設に、産業廃棄物の処理を委託する場合。
- ③専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集運搬又は処分を業として行うものに委託する場合。(古紙、金属くず、古繊維、空き瓶の4品目)その他、環境大臣や都道府県知事に再生利用の認定・指定を受けた者に、委託する場合。



- 金属くず、ダンボール等のリサイクル可能なものは、再資源化するため分別を徹底しましょう。
- 現場で食べた弁当の空きがらや生ゴミ、ジュースの空き缶などの一般廃棄物は各自で持ち帰りましょう。
- 安定型産業廃棄物*にそれ以外の廃棄物が混合、付着しないように分別しましょう。

*建設廃棄物(P5 参照)のうち、①がれき類(コンクリートくずを含む)②廃プラスチック類③ゴムくず④金属くず⑤ガラス・陶磁器くずが安定型産業廃棄物です。





自社に産業廃棄物を持ち帰る時も車両表示と書類携帯は必要？



必要です。自己の産業廃棄物の運搬も含め、走行中の車両が産業廃棄物を運搬していることを明らかにし、適正な運搬を行っていることを確認できるように、表示と書面の携帯が義務付けられました。表示と書面の携帯を行わなかった場合、法律違反となり行政命令（排出事業者なら改善命令や刑事罰対象）を受けることになります。

●表示義務について

産業廃棄物を収集運搬する際には、その運搬車両の両側面に、次の項目を表示しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

- ①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ②排出事業者名

産業廃棄物収集運搬車
○○株式会社

（見本）

産業廃棄物処理業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- ①産業廃棄物を収集運搬している旨の表示
- ②業者名
- ③許可番号（下6ヶタ以上）

産業廃棄物収集運搬車
○○株式会社
○○○○○○号

（見本）

※表示の注意点／●見やすいこと ●鮮明であること ●両側面に表示すること
●識別しやすい色の文字であること
●文字サイズは、「産業廃棄物収集運搬車」は140ポイント(4.9cm)以上、
「氏名または名称」「許可番号」は90ポイント(3.2cm)以上

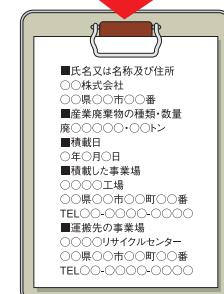
●書類の携帯義務について

産業廃棄物の運搬車は、次の書類を常時携帯しなければなりません。

排出事業者が自分で運搬する場合

次の事項を記載した書類

- 氏名または名称および住所
- 運搬する産業廃棄物の種類・数量
- 運搬する産業廃棄物を積載した日
- 積載した事業場の名称、所在地、連絡先
- 運搬先の事業場の名称、所在地、連絡先



（見本）

※排出事業者が携帯する書類は、記載事項に合致すれば様式は問いません。

産業廃棄物処理業者が委託を受けて産業廃棄物を運搬する場合

- 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 許可証の写し



※電子マニフェストを利用の場合には、書面の代わりに電子情報や連絡機器で代替できます。

※処理業者が携帯する許可証の写しは、必ずしも原本と同じ大きさでなくとも問題ありません。



マグネットシートなど着脱可能な表示でもOK!



左右で位置が違っても荷台や被牽引車に表示してもOK!



表示が隠れていると表示義務違反!



少量なのでまとまるまで 会社に保管しておきたいが…

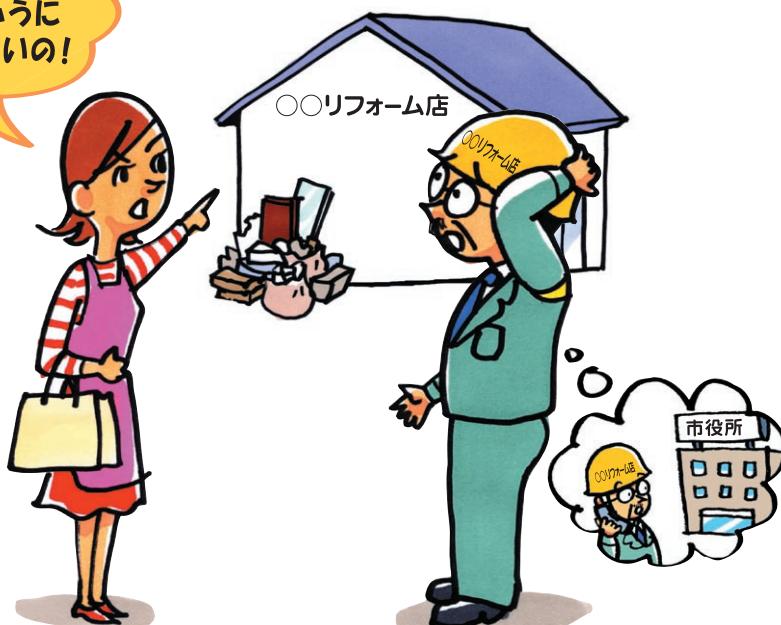


排出事業者(元請)は、産業廃棄物を適正に処理するまでは、法令に定められた産業廃棄物保管基準に従って、適正に保管しなければなりません。

●廃棄物処理法に定められた保管基準

- ・保管量の上限を守ること(7日分以内)
 - ・周囲に囲いを設けること
 - ・掲示板を設けること(60cm×60cm以上)
 - ・産業廃棄物が飛散、流出、地下浸透しないようにすること
 - ・ねずみ、蚊、はえ等を発生させないこと
 - ・保管の高さを守ること(屋外で容器に入れず保管する場合)
- その他、各自治体ごとに規制が定められている場合がありますので、くわしくは各自治体にお問合せください。

こんなふうに
置いていいの!



建材に石綿が含まれていた場合、 無視してもいいの?



いけません。法律(石綿障害予防規則)では、修理、補修、点検等の小規模な工事は該当しないこととなっていますが、工事内容によっては作業者のみならず依頼者(居住者)や近隣の方々にもその影響があることも想定されます。事前の調査で該当することが判明している場合には、法の主旨に則って所要の対策を講ずる必要があります。

●石綿の施工状況に応じて異なる対策

解体・改修工事にともない排出される石綿の種類に応じて、三つの作業レベルに分類され、それに応じた対策をとる必要があります。

- ①石綿が吹き付けられた建築物等(レベル1)
 - ・発じん性が著しく高いので、厳重なばく露対策が必要
- ②石綿が張り付けられた建築物等(レベル2)
 - ・石綿を含有する保温材、断熱材、耐火被覆材など
 - ・発じん性が高い、レベル1に準じたばく露対策が必要
- ③その他石綿含有建材(成形板等)の除去(レベル3)
 - ・破碎、切断等により発じんの可能性あり
 - ・湿式作業と保護具等の防じん対策が必要



吹き付け石綿の例



石綿含有保温材の例



石綿含有建材の例



リフォーム工事で、実際に石綿が出ることがあるの？

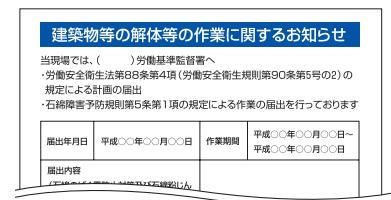


あります。リフォーム工事でも各レベルに応じた関連法令（労働安全衛生法、廃棄物処理法、大気汚染防止法等）に従った対応が求められます。ここでは主なリフォーム工事で想定される石綿含有成形板（レベル3）の現場対応を以下にまとめました。

現場でどう対応するか？

①事前調査の実施

事業者は、当該建物の石綿の有無を事前に調査しなければなりません。また、この結果を作業場に掲示しなければなりません。この調査は、石綿に関する一定の知識を有する者が行います。



②作業計画の立案と掲示

事業者は、予め石綿粉じん対策等を盛り込んだ作業計画を立て、作業関係者ならびに近隣住民に対する周知を行います。



③特別教育と作業主任者の選任

事業者は、労働者に対する特別教育を実施せずに、作業に従事させることはできません。また、所定の資格者^{*}の中から石綿作業主任者を選任しなければなりません。

*登録教習機関の行う石綿作業主任者技能講習または、平成18年3月31日以前の旧特定化学物質等作業主任者技能講習を受講し、資格を有した者

④保護具の使用

事業者は、作業レベル（気中石綿纖維濃度）に応じて、労働者に呼吸用保護具、保護衣、作業衣等を使用させます。なお、保護具等は付着した粉じんを完全に除去した後でなければ、作業場外に持ち出してはいけません。



⑤隔離・立入禁止措置

事業者は、関係者以外の作業場内への立入を禁止し、出入口の見やすい所に立入禁止を掲示します。また作業場には、周辺への粉じんの飛散防止幕を設けるとともに、石綿等取扱い作業の注意事項を見やすい所に掲示します。



⑥湿潤化の実施

発じん防止が、石綿ばく露を防止する最も有効な対策です。作業全般（作業前、作業中、運搬・集積、一時保管、搬出、清掃など）にわたって湿潤化をしましょう。



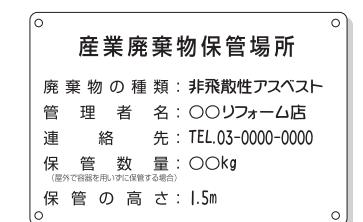
⑦除去作業

手作業にて石綿含有成形板をできるだけ原形のまま撤去します。撤去した石綿含有成形板は他の廃棄物と混合せず、湿潤な状態を保ちながら、プラスチック袋、ブルーシート等で梱包します。梱包には、「非飛散性アスベスト廃棄物」等の表示をします。



⑧一時保管

事業者は、当該廃棄物が運搬されるまでの間、法律に定められた基準（他の廃棄物との分別、保管場所の表示など）に従って保管します。





取り除いた石綿含有成形板は、通常の産業廃棄物の委託方法でいいの？



かまいません。石綿含有成形板（レベル3）が廃棄物になると、容易には大気中に飛散しない非飛散性アスベスト廃棄物となり、区分としては「がれき類」、「ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず」、「廃プラスチック」等に該当します。

①処理の委託

事業者は、非飛散性アスベスト廃棄物の処理を他人に委託する場合には、法に従って各処理業者と書面による契約を行い、委託時には、他の廃棄物とは別のマニフェストを交付して排出します。

②マニフェスト記載

「産業廃棄物の種類」欄の「石綿含有産業廃棄物」に数量を記載します。

産業廃棄物の種類 (単位: t, kg, m ³ , ℥)			
安 定 型 品 目	数 量	安 定 型 品 目	数 量
01 コンクリートがら		07 混合 (安定型のみ)	
02 アスコンがら		08 石綿含有産業廃棄物	26kg
03 その他がれき類			
04 ガラス・陶磁器くず			
05 廃プラスチック類			
06 金属くず			



まだまだある！ 石綿を含む建材

右表は、石綿含有成形板（レベル3）とその製造期間です。この時期に該当していても石綿を含有していない製品もあります。

石綿障害 予防規則区分	種類(施工部位)	建材の種類(商品名・JIS規格)	製造期間
非飛散性アスベスト	内装材 (壁・天井)	スレートボード(全商品)	~2004
	その他 石綿含有成形板等 (レベル3)	珪酸カルシウム板第1種	~1994
		パルプセメント板、スラグ石膏板、押出成形品	~2004
		石綿含有岩綿吸音板	1965~1987
		石綿含有石膏ボード	1970~1986
	耐火間仕切り	珪酸カルシウム板第1種	~1994
	床材	ビニール床タイル	~1986
		フロア材	~1990
		押出成形品	~2004
	外装材 (外壁・軒天)	窯業系サイディング、パルプセメント板、押出成形セメント板	~2004
	スレートボード、スレート波板(全商品)、スラグ石膏板	~2004	
	珪酸カルシウム板第1種	~1994	
屋根材	住宅化粧用スレート	~2004	
煙突材	石綿セメント円筒	~2004	



一般廃棄物と産業廃棄物の区別は簡単にできる？



例えて言えば、「家を逆さまにしたとき、下に落ちるもののが一般廃棄物で、落ちないものが産業廃棄物」と説明している人もいます。当然正確ではありませんが、お客様にはわかりやすい説明となります。普通ゴミや粗大ゴミなどの一般廃棄物は、市区町村のルールに従ってお客様に処分していただきましょう。（P33参照）

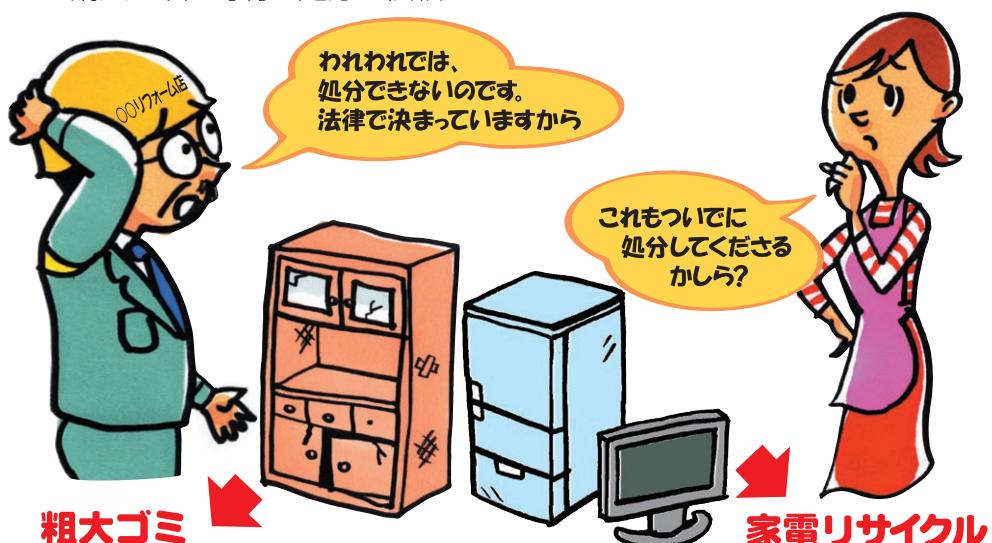




家具やテレビなど お客様に頼まれたものを 処分していいの？



いけません。家具や自転車等は、事前に粗大ゴミとして市区町村での処分をお客様にお願いしてください。リサイクルショップや一般廃棄物の処理業者（費用が必要な場合もあります）を紹介して、引き取ってもらうのも良いでしょう。また、家電リサイクル法の対象製品（ブラウン管テレビ、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機）も産業廃棄物としては処分できません。お客様自身が家電小売店に処分を依頼するか、郵便局で家電リサイクル券を購入し市区町村に処分を依頼します。



粗大ゴミ

お客様が市区町村へ連絡して、処分を依頼する。

家電リサイクル

お客様が家電小売店や郵便局で申し込み、処分を依頼する。
(所定の料金が必要です)



少量だし、紙や木なら 家庭ゴミとして出していいの？



いけません。リフォーム工事から発生した紙くず、木くずは「廃棄物処理法」のなかで産業廃棄物としての処理が定められています。家庭ゴミ（一般廃棄物）は、税金でその処理費用をまかなっていますが、そこに産業廃棄物を出してしまって、その排出者が負担すべき費用を税金でまかなってもらうことになります。また、お客様に頼んで、一般廃棄物として処理してもらうこともできません。

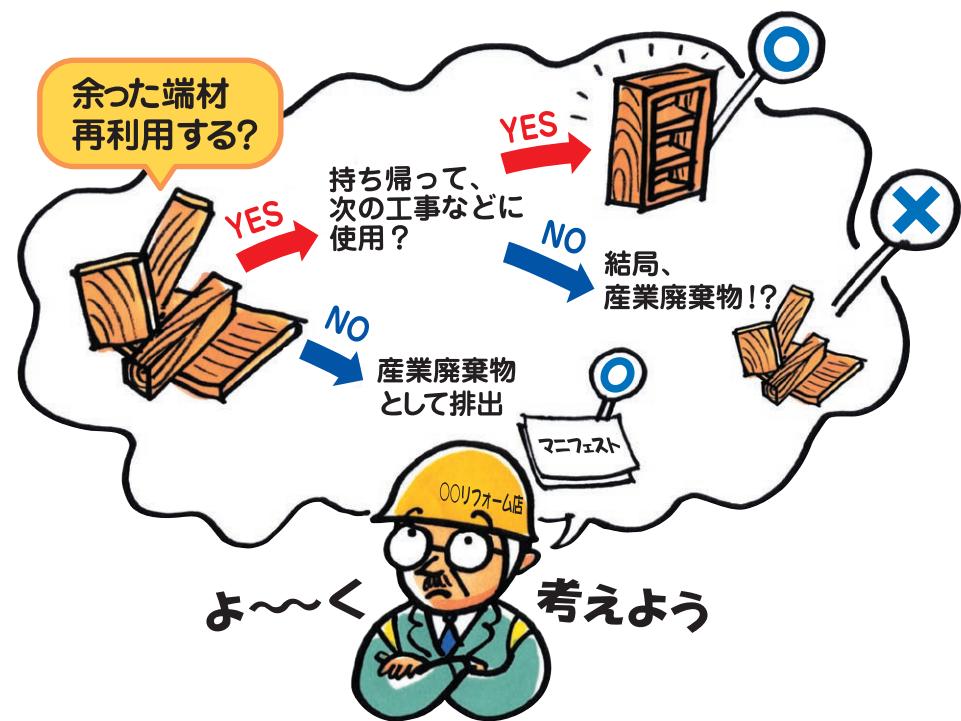




 燃やしたり埋めたりしてはいけません。このような処分は、有害物質の発生を防ぐために厳しく規制されています。野焼きや基準を満たしていない焼却炉で燃やしたり、自分の土地だからといって勝手に埋めることもできません。



 材料として使用するものであれば資源と見なされ産業廃棄物には当たりませんが、廃棄するものであれば産業廃棄物となり、廃棄物処理法の規制がかかります。再使用するつもりで持ち帰っても「結局使わなかった」のでは廃棄物を持ち帰ったのと同じことになります。その後の処理の仕方では違法になることもありますので、持ち帰る場合はその再使用方法をよく確認することが必要です。



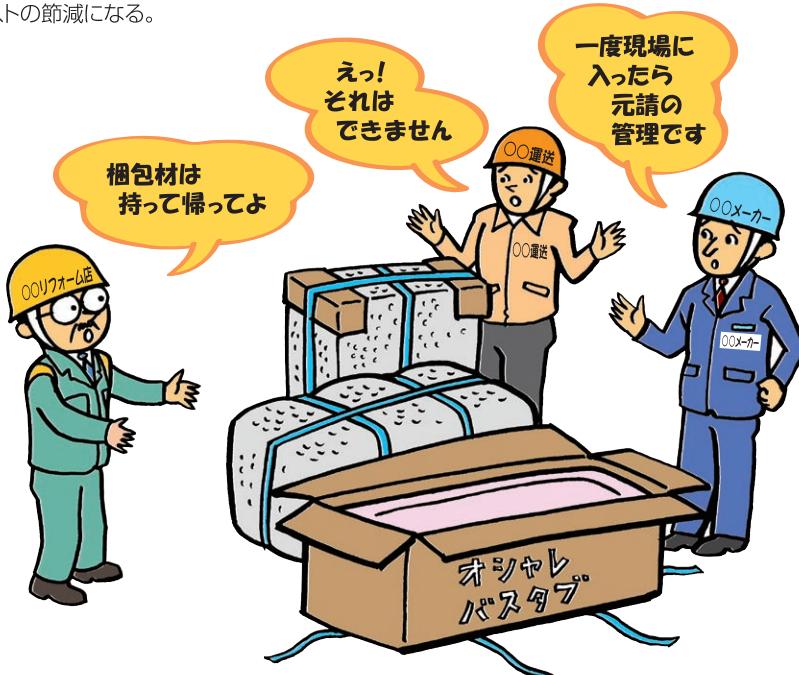


梱包材などはメーカーに回収してもらえるの？



できません。住設・建材メーカーでは不要となった段ボールの回収や処理はできません。一度工事現場に受け入れた商品に付随した段ボールなどの梱包材は、すべて産業廃棄物となります。排出事業者（元請）による、産業廃棄物処理法に従った適切な処理が求められます。なお、リユース（再使用）を目的とした、リターナブル梱包[※]にて搬入された梱包材の回収については、メーカーの回収方法に従つて返却してください。

※配達後、梱包材等を回収して再利用する梱包・回収システム。メーカーにとっても現場（元請）にとっても廃棄物となっていた梱包材が、回収再利用されることにより、資源節約とともに処理コストの節減になる。



ご案内

廃棄物処理・リサイクルについての情報提供のご案内

廃棄物処理・リサイクルについての関連ホームページもご覧ください。

- 国土交通省（建設リサイクル法関連）
<http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/recycle/index.html>
- 環境省（廃棄物・リサイクル対策）
<http://www.env.go.jp/recycle>
- （財）日本産業廃棄物処理振興センター「情報処理センターJWNET」（電子マニフェスト）
<http://www.jwnet.or.jp/jwnet/top.html>
- 建設マニフェスト販売センター（建設系マニフェスト購入問い合わせ先）
<http://mani.gr.jp/cont2c.php>
- （社）全国産業廃棄物連合会（一般用マニフェスト購入問い合わせ先）
<http://www.zensanpaisen.or.jp/disposal/02/02/index.html>
- （社）住宅生産団体連合会（委託契約書の書式など住宅生産者のための情報）
<http://www.judanren.or.jp/activity/download/index.html>
- （社）日本石綿協会（アスベストに関する建築物、廃棄物、法規などの情報）
<http://www.jaasc.or.jp/>
- （社）住宅リフォーム推進協議会（住宅リフォームの廃棄物情報サイト）
<http://www.j-reform.com/haikibutu/index.html>

改訂にあたって上記ホームページや以下の書籍・冊子を参考にさせていただきました。

- （社）全国建設業協会「建設系廃棄物マニフェスト及び建設系廃棄物処理委託契約書Q&A」
- 「かんたん建設リサイクル法」／全国低層住宅労務安全協議会編
- 「建設リサイクル法のなぜ?に答える本」／全国低層住宅労務安全協議会編
- 「現場管理者のための建設廃棄物適正処理の手引き」／（社）プレハブ建築協会
- 「『建設工事に係わる資材の再資源化等に関する法律』のご案内」／建設副産物リサイクル広報推進会議
- 「産業廃棄物収集運搬車への表示・書面の備え付け義務について」／環境省 大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 産業廃棄物課
- 「建築物の解体等工事における石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」／建設労働災害防止協会
- 「建設系廃棄物処理の手引き」／全国建設労働組合総連合
- 「低層住宅石綿取り扱いガイド 改訂版」／（社）住宅生産団体連合会
- 「建築物の解体等の作業における石綿対策…改正石綿障害予防規則の概要」／厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署
- 「廃棄物処理法に基づく 電子マニフェスト」／（財）日本産業廃棄物処理振興センター
- 「産業廃棄物ガイドブック」／（社）全国産業廃棄物連合会

リフォーム工事の廃棄物 新しい処理方法

平成15年11月 初版発行 発行：一般社団法人 住宅リフォーム推進協議会
平成23年10月 第3版(3刷) (技術情報委員会 廃棄物対策WG)
TEL 03-3556-5430